

# 倫理規程

BASE 株式会社

# 倫理規程

## 第1章 目的

### 第1条 (目的)

本規程は、企業倫理としての基本方針及び役員・従業員・派遣社員等（以下、役職員という）の行動指針、体制、運営方法などを定め、業務運営に際してあらゆる法令やルールを厳格に遵守し、誠実かつ公平な企業活動を遂行するとともに、自己規律に基づく経営の健全性を確保することを目的とする。

### 第2条 (適用範囲)

本規程は、当社及び当社子会社（会社法施行規則（平成18年2月7日法務省令第12号）で定義する子会社をいう。）及び当社関連会社（会社計算規則（平成18年2月7日法務省令第13号）で定義する関連会社をいう。以下、当社、子会社及び関連会社を合わせて「当社及び当社グループ会社」という。）の役員（取締役、監査役をいう。）、正社員、契約社員、派遣社員、パート・アルバイト（以下、「役職員等」という。）のすべてに適用されるものとする。

## 第2章 法令遵守

### 第3条 (法令遵守)

当社及び当社グループ会社の役職員等は、その不正行為により、当社及び当社グループ会社の全てのステークホルダの信頼が著しく損なわれ、その回復に多大な困難が伴うことを認識するものとする。当社及び当社グループ会社の役職員等は、すべての適用ある法令、慣習、条理、倫理その他すべての社会規範とその精神を十分に理解し、これらを遵守するとともに社会的良識をもって行動しなければならない。

### 第4条 (反社会的勢力への利益供与の禁止)

1. 当社及び当社グループ会社の役職員等は、反社会的勢力及び団体とは、取引関係を含め一切の関係を持たない。また、反社会的勢力による不当要求はこれを拒絶する。
2. 当社及び当社グループ会社の役職員等は、反社会的勢力及び団体からの不当要求に対しては、毅然とした態度でこれに臨み、民事及び刑事の両面から法的対応を行う。
3. 当社及び当社グループ会社の役職員等は、反社会的勢力及び団体による不当要求が、事業活動上の不祥事や当社及び当社グループ会社の役職員等の不祥事を理由とする場合であっても、事実を隠蔽するための取引には一切応じない。
4. 当社及び当社グループ会社の役職員等は、反社会的勢力及び団体への資金提供その他これらの団体の活動を助長するような行為は一切行ってはならない。
5. 当社及び当社グループ会社は、反社会的勢力及び団体の不当要求に対応する役職員等の安全を確保する。

### 第5条 (インサイダー取引の禁止)

1. 当社及び当社グループ会社の役職員等は、当社及び当社グループ会社又は取引先の株式等の取引に際し、業務を通じて知り得た重要な未公開情報を利用してはならない。また、未公開情報を他人に伝えてはならない。
2. 当社及び当社グループ会社の役職員等は、前項の目的を達するために当社が定める一定期間においては当社及び当社グループ会社の株式等の売買を行わないものとする。

### 第3章 人権の尊重、差別・ハラスメントの禁止

#### 第6条 (人権の尊重)

当社及び当社グループ会社の役職員等は、人間尊重の考え方を基本として、当社及び当社グループ会社の役職員等一人ひとりの資質、能力が最大限発揮されるよう行動する。また、役職員等の基本的人権を尊重し、あらゆる場面において、個人の尊厳の確保に取り組むものとする。

#### 第7条 (不当な差別の禁止)

当社及び当社グループ会社の役職員等は、人種、民族、国籍、宗教、性別、身体的な特徴などを理由にした不当な差別を一切行わないものとする。また、役職員等一人ひとりの資質、能力に応じて適切な処遇を行うものとする。

#### 第8条 (ハラスメントの禁止)

1. 当社及び当社グループ会社の役職員等は、ハラスメントにより、職場の仲間が不快感を受けたり、職場環境が悪化することのないように努めなければならない。
2. 当社及び当社グループ会社の役職員等は、職務上の地位を利用して、性的なあるいは業務上の要求や勧誘を行ってはならない。また、それを拒んだ人に対して不利益な取り扱いをしてはならない。

### 第4章 社会との共生と環境保全

#### 第9条 (環境保全)

当社及び当社グループ会社の役職員等は、社会の一員としての責任を自覚し、社会の繁栄との調和を図りながら、健全なる地球環境の保全へ向けて最善を尽くさなければならない。

#### 第10条 (地域・社会への貢献)

1. 当社及び当社グループ会社の役職員等は、地域・社会との協調・融和に努め、地域・社会の諸活動に積極的に参加し、その発展に貢献しなければならない。
2. 当社及び当社グループ会社の役職員等は、社会的に有用なサービスについて、その安全性に十分配慮して開発し、提供しなければならない。

#### 第11条 (国際社会に対する行動規範)

1. 当社及び当社グループ会社の役職員等は、日々変化して行く国際社会において、異文化・習慣を受容し、異なる法律制度・社会規範を尊重することにより、当社及び当社グループ会社が国際企業としての務めを果たせるよう努力しなければならない。
2. 当社及び当社グループ会社の役職員等は、国際社会における規範、条約、規約、協定等とその精神を十分に理解し、これらを遵守するものとする。

### 第5章 公正で自由な競争

#### 第12条 (カルテル・談合の禁止・共同ボイコットの禁止)

## 倫理規程

1. 当社及び当社グループ会社の役職員等は、販売先、事業提携先、技術導入先、同業者、納入業者等会社業務の相手方となる事業者（以下、「取引先」という。）と販売価格、販売条件、販売数量、販売先等に関し、申し合せを行ってはならない。
2. 当社及び当社グループ会社の役職員等は、取引先と商品（広告枠を含む。以下、同様とする。）の購入価格、購入数量、仕入先等についての申し合わせを行ってはならない。また、当社及び当社グループ会社の役職員等は、取引先と共同して、正当な理由なく、特定の取引先又は供給者と取引をしない旨を協定する等の行為を行ってはならない。

### 第13条（不正目的での接触）

1. 当社及び当社グループ会社の役職員等は、前条に定める目的のために取引先と接触し、情報交換、合意等を行ってはならない。また、やむをえず、取引先から前条に定める目的に関する接触があった場合、取引先に提供する商品・サービスの価格又は取引条件等について情報交換、議論等を行ってはならない。
2. 当社及び当社グループ会社の役職員等は、前条に定める目的の会社との接触の際、前項に抵触するおそれが生じた場合、かかる行為は本規程により禁止されていることを相手方に伝わるよう明確に述べ、直ちに退席等接触を中止し、上長およびGovernance Department Managerに報告しなければならない。

### 第14条（納入業者との関係）

1. 当社及び当社グループ会社の役職員等は、納入業者との取引において、良識と誠実さを持って相手方と接し、公平かつ公正に扱わなければならない。
2. 当社及び当社グループ会社の役職員等は、委託先に対し、当社及び当社グループ会社の優越的地位を濫用するなどして、不当に不利益を課してはならない。また、個人的にリベート等を納入業者から受け取ってはならない。

### 第15条（取引先への不正競争行為の禁止）

当社及び当社グループ会社の役職員等は、取引先の社員個人に対して不当な利益（リベート、コミッション等名目を問わない。）を供与する、あるいは不当な金品の贈与を行う等不正な競争行為を行ってはならない。

### 第16条（不正競争行為の禁止）

1. 当社及び当社グループ会社の役職員等は、虚偽の事実を陳述、流布して競争会社の営業上の信用、名誉を害する行為を行ってはならない。
2. 当社及び当社グループ会社の役職員等は、競争会社の情報を産業スパイ等、不正な手段により入手してはならない。

### 第17条（競争会社との比較広告）

1. 当社及び当社グループ会社の役職員等は、競争会社の商品との比較広告を行う場合は、公正な取引を行うために、必ず公表されているデータ等、公正なデータを用いてその出典を明記しなければならない。
2. 当社及び当社グループ会社の役職員等は、取引先に対し、誤認、誤解を起こさせる表示や虚偽表示を行ってはならない。

### 第18条（下請代金支払）

当社及び当社グループ会社の役職員等は、当社及び当社グループ会社の下請業者との取引において下請代金の支払遅延、注文書の不交付、物品の受領拒否、不当な下請代金の減額、不当返品等、その他下請業者の利益を害する行為を行ってはならない。

## 倫理規程

ない。

### 第6章 政治や行政との適正な関係

#### 第19条（政治活動）

当社及び当社グループ会社の役職員等は、勤務時間内又はオフィス若しくはその周辺において政治活動を行う場合には、事前にDivision Manager及びGovernance Department Managerに報告し、その許可を得なければならない。

#### 第20条（賄賂等の禁止）

当社及び当社グループ会社の役職員等は、当社及び当社グループ会社の資金又は個人の資金であるかを問わず、公務員（みなし公務員も含む。）に対して当社および当社グループ会社の事業活動に便宜を受けることを目的として、当該公務員の職務に関して金銭を支払い、その他利便を提供してはならないほか、当社及び当社グループ会社と公務員との関係につき、誤解を受けるような接触は厳に謹まなければならない。

### 第7章 適時適切な情報の開示

#### 第21条（ガバナンス）

当社及び当社グループ会社の役職員等は、企業価値の最大化の使命を果たすため、経営の意思決定、業務の執行、業務の監督機能の明確化を図ることに努め、効率的に業務を遂行するとともに、株主をはじめとするステークホルダとの間の調和を図るものとする。

#### 第22条（適時開示）

1. 当社及び当社グループ会社の役職員等が、個人の判断で勝手に会社に関する情報を公表、公開してはならない。また、報道機関等から自己又は会社に関する事柄に関して問合せ、取材等を受けた場合には、Governance Departmentに照会し、その指示に基づいて行動しなければならない。
2. 当社及び当社グループ会社に関する情報を公表、公開する場合には、Governance Department又は代表取締役CEOを窓口とし、所属証券取引所の適時開示基準にしたがって適時開示情報を開示する場合はGovernance Departmentを窓口としてこれを公表、公開するものとする。

#### 第23条（株主との関係）

1. 当社及び当社グループ会社の役職員等は、株主との関係において、特定の株主に対して有利となる情報の提供は行わず、また、すべての株主と平等で公平な関係作りに努めるものとする。
2. 当社及び当社グループ会社の役職員等は、株主その他の第三者に対し、株主としての権利行使に関して、金品の贈与等、財産上の利益を供与してはならない。

#### 第24条（内部統制の構築）

当社及び当社グループ会社の役職員等は、当社の経営理念の下、一人ひとりが法令を遵守し高い倫理観をもって適切な判断と行動ができるよう、適正な業務執行のための内部統制の体制を整備し、かかる体制の下で会社の業務の適法性・効率性の確保及びリスクの管理に努めるものとする。

#### 第25条（公正妥当な会計処理の実施）

## 倫理規程

当社及び当社グループ会社の役職員等は、法令、定款、各種規程等に従い、正しいルールの下、公正妥当な会計処理を実施し、常にこれを確保しなければならない。

### 第26条（利益相反行為の禁止）

1. 当社及び当社グループ会社の役職員等は、当社及び当社グループ会社と競業する他の会社の役員・従業員になる、業務上の地位を利用して、第三者から不当な金品の贈与若しくは貸与、又はその他の恩恵を受ける、その他これに限らず、自己の利益と会社の利益とが衝突する、又はそのおそれのある行為を行ってはならない。
2. 当社及び当社グループ会社の役職員等は、前項の利益相反行為の事実又はその可能性がある場合、自己の上長に報告し、その指示のもとに適正な行動をとらなければならない。
3. 当社及び当社グループ会社の役職員等は、私的に当社及び当社グループ会社のサービスを利用するときには、自身が役職員等であることを名乗ってはならない。また、職務上の権限を利用して自身に便宜を図ってはならない。

## 第8章 資産の管理と情報の管理

### 第27条（会社財産の取扱い）

1. 当社及び当社グループ会社の役職員等は、法令を遵守し商道徳に従って行動し、会社の財産を私的、不正、又は不当な目的に利用してはならない。
2. 当社及び当社グループ会社の役職員等は、目的の如何にかかわらず、収入源が不明であるか、又は正当な裏付けとなる書類のないものを当社及び当社グループ会社の収入又は資産に計上してはならない。また、いずれの名義で保有するかを問わず、上記の当社及び当社グループ会社の帳簿上計上されていない資金又は財産を当社および当社グループ会社の計算以外で保有し又は保有させてはならない。

### 第28条（営業秘密・企業秘密）

当社及び当社グループ会社の役職員等は、当社及び当社グループ会社の重要な営業秘密、会社の事業に係わる重大な企業秘密を会社の財産として保護し、これを秘密として管理するものとする。

### 第29条（他人の権利の尊重）

1. 当社及び当社グループ会社の役職員等は、取引先の工業所有権、著作権等の知的財産権を始めとする権利、商品あるいはサービスに係わる肖像権、パブリシティ権等の経済的価値を尊重し、その権利を侵害してはならない。
2. 当社および当社グループ会社の役職員等は、取引先等より受け取った知的財産権および営業秘密を自己の財産と同じように管理するものとし、また、取引先等の知的財産権および営業秘密を法令に反して、取得し、あるいは会社に使用させてはならない。

### 第30条（情報の管理および公表）

当社及び当社グループ会社の役職員等は、当社及び当社グループ会社の保有する情報および当社及び当社グループ会社が第三者から提供を受けた情報の価値を十分認識のうえ、就業規則等を遵守し、厳重にこれを管理しなければならない。また、いかなる場合も、業務上知り得た情報を利用して、自己又は第三者の利益をはかってはならない。

## 倫理規程

### 第31条（情報システムの適切な使用）

1. 当社及び当社グループ会社の役職員等は、当社及び当社グループ会社自体が知的財産によって成り立っているグループであるということを十分に認識した上で行動しなければならない。ソフトウェアの複製販売、コンテンツ（ソフトウェアを含む。）の違法ダウンロード等については、社内はもちろん私的にも絶対に行ってはならない。
2. 当社及び当社グループ会社の役職員等は、取引先から提供された情報を厳重に管理するものとし、取引先から許諾された範囲内でのみ使用しなければならない。許諾された範囲外の者に開示、提供したり許諾範囲外の会社の業務には使用してはならない。

### 第32条（個人情報の取扱い）

当社及び当社グループ会社の役職員等は、取引先及びユーザー等の個人情報の取扱いについては「プライバシーポリシー」等に基づき厳格に運用するものとし、これを私的に利用してはならない。

## 第9章 その他

### 第33条（管理者の責務）

本規程の実施の第一義的責任は、Governance Department Manager、各Department Managerの責務とし、Governance Department Manager及び各Department Managerは自ら本規程を遵守することはもとより、部下をして本規程を遵守せしめる責任を負う。

### 第34条（疑義解釈責任部署）

1. 当社及び当社グループ会社の本規程の実施に関し疑義が生じた場合、その他解釈につき不明な場合、Governance Department Managerに照会するものとする。
2. 当社及び当社グループ会社の役職員等が本規程に違反する可能性のある状況に置かれた場合、各Department Managerを経由して又は直接にGovernance Department Managerに報告し、その指示に従うものとする。

### 第35条（本規程についての教育）

Governance Department Managerは、当社及び当社グループ会社の役職員等に本規程の内容を周知徹底させるため定期的に適切な教育を行い、当社及び当社グループ会社の役職員等の行動規範遵守の高揚、維持に努めるものとする。

### 第36条（監査・報告）

Governance Department Managerは、本規程が遵守されていることを監査、確認するものとし、必要に応じ本規程の遵守に関する監査結果を代表取締役CEOに報告するものとする。

### 第37条（グループ会社への適用）

Governance Department Managerは、グループ会社においてもグループ経営の一環として、この倫理規程の趣旨に従い行動するよう支援すると共に、各グループ会社に本規程に準じた行動規範を制定するよう支援するものとする。

## 倫理規程

### 第38 条（細則・要綱の制定及び改廃）

本規程を実効あらしめるため、規程、細則、要綱を制定する。

### 附 則

この規程は、2015年6月1日より施行する。

この規程は、2023年3月6日より改定する。

この規程は、2023年9月4日より改定する。

この規程は、2024年1月31日より改定する。

この規程は、2025年6月4日より改定する。